

茨市推第 1802 号
令和3年1月13日

各コミュニティセンター
指定管理者 代表者 様

茨木市 市民文化部
市民協働推進課長 小西 哲也

新型コロナウイルス感染症の拡大防止
に向けた対応等について（お知らせ）

日ごろから、各コミュニティセンターの管理運営に格別のご尽力とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府では、令和3年1月12日（火）に「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」が開催され、令和3年1月14（木）から令和3年2月7日（日）までレッドステージ2への移行を決定されるとともに、府民に対し、不要不急の外出・移動（通院、生活必需品の買い出しなどは対象外）の自粛、特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することが要請されています。

本市では、府からの要請等を踏まえ、令和3年1月13日（水）に「茨木市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、標記について、別紙のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

また、主な決定内容といたしましては、令和3年1月17日（日）から令和3年2月7日（日）まで、催物の開催制限の目安として、屋内施設の収容率を50%以下とするほか、午後8時以降の外出自粛の徹底を図るため、令和3年1月14日（木）から令和3年2月7日（日）まで、本市の公共施設におきましては、午後8時以降の利用制限（利用不可）と収容率の50%以下を適用いたしますので、ご理解とご協力いただくとともに、利用者の皆さまに周知していただきますようお願い申し上げます。

ただし、14日からの収容率の50%以下の適用にあたりましては、既に、ご利用されている場合は適用外とし、できるだけ早期に対応できるようご協力をお願いいたします。

なお、この利用制限（利用不可）に伴い、キャンセルを希望される利用者には利用料を全額返金していただくとともに、それでもなお午後8時までの利用を希望される場合は、夜間区分の利用料金額をお支払いいただくこととなります（利用制限に伴う還付はありません）ので、その旨を丁寧にご説明いただきますようお願いいたします。